

法令適用事前確認手続(照会書)

平成 15 年 8 月 28 日

技術企画課殿

照会者名

チヨロキューモーターズ株式会社

田口 忍

住所

東京都江東区有明 3-1-25

有明フロンテアビル 1F

下記について、照会します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

道路運送車両法第 44 条第 6 項

道路運送車両法の保安基準第 62 条第 5 項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

原動機付自転車のカテゴリーにおける電気自動車の開発においては、車両枠が小さく、バッテリーは一定容量しか搭載できません。したがって、走行距離をできるだけ延ばすためには、走行目的で使うモーター駆動で消費する電気以外の電気の消費を少なくすることが求められています(たとえば、前照灯の点灯をできるだけ少なくしたい)。保安基準第 62 条第 5 項で「前照灯は、原動機が作動している場合に常に点灯している構造であること。」とあります。電気自動車の原動機はモーターに相当すると考え、「作動している」とは走行状態ですから、このときに点灯していれば良いと考え、アイドル状態では点灯をさせない構造にすることができでしょうか？

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

＜見解＞

ガソリンエンジンにおいて、「作動している」とはアイドル状態と走行状態があります。ところで電気自動車の原動機はモーターに相当すると考えますが、この場合にモーターが「作動している」とはガソリンエンジンで言うアイドル状態は存在しませんので、前照灯は点灯する必要はなく、走行状態で点灯すれば良いと考えます。

＜根拠＞

前照灯の点灯は被視認性を高め、安全性向上を図るためですので、走行中に点灯すればよいのであって、停車中(アイドル状態)は点灯の必要性はないと考えます。

4. 公表の延期の希望(希望する場合のみ)

5. 連絡先

東京都江東区有明 3-1-25 有明フロンテアビル 1F

電話: 03-3599-1761

e-mail: staguchi@cgmotors.co.jp

田口 忍

以上